平成２７年（フ）第１００９１号
東京都練馬区谷原５丁目５－８－319
債務者　土屋真知子（旧姓新井）
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１００９５号
東京都杉並区和田１丁目８－20　サンライズ武蔵野
債務者　伊藤　和子
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４４７号
岡山市中区高屋168番地１アルファステイツ高屋502号
債務者　小川　実樹
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月９日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８３６号
東京都八王子市大楽寺町507番地37
債務者　松浦あけみ
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月27日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第８９６号
東京都あきる野市高尾335番地４エトワールⅡ101号
債務者　澤田　拓也
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月27日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第８９７号
東京都あきる野市高尾335番地４エトワールⅡ101号
債務者　澤田つぐみ
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月27日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第８９４５号
東京都世田谷区南烏山３丁目18－12－203
債務者　川名　　誠
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月28日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９２７６号
東京都渋谷区幡ヶ谷３丁目38－12－203
債務者　稲田　真也
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月28日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２０４２号
横浜市中区松影町２丁目７番地７　大正館513号室
債務者　西盛　恭弘
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６１５号
静岡市清水区弥生町６番８号　高田アパート２－１号
債務者　太田富士子
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月１日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３１号
熊本県山鹿市鹿北町芋生3641番地
債務者　飯田　和実
1　決定年月日時　平成27年11月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月２日午前11時30分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２７年（フ）第１００９３号
東京都港区芝浦４丁目16－14－407
債務者　輪千　龍二
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１００９８号
東京都府中市住吉町１丁目71－３－201
債務者　関川　裕介
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１８３２号
神奈川県鎌倉市笛田３丁目13番１－503号
債務者　小泉　祥平
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５８９号
静岡市清水区秋吉町２番３号
債務者　深澤久美子
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月３日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部